

2019年度 評議員申請 受付につきまして

2019年1月吉日
内視鏡外科学会事務局

2019年度 評議員申請の受付を開始いたしました。

ご応募締切は、2019年6月30日（日）消印有効となります。

2019年度以降 評議員申請につきまして、変更点がございますのでご注意ください。

1) 一度評議員資格を失効され、再度申請をされる場合

評議員が、評議員の資格を喪失した後、再度評議員となることを申請しようとするときは、その資格の喪失の日から3年を経た後でなければならない。（定款第4章 第12条）

2) 正会員申請の条件変更に伴う、申請方法

下記、定款の変更により、従来メディカルスタッフ会員の方でも、評議員申請時までに「正会員」へ区分変更することで、評議員申請が可能となります。

※申請方法等の詳細は、HP「定款・各種規定」内の評議員選出規則をご参照ください。

<http://www.jses.or.jp/member/regulation.html>

以上